

第 16 号議案

愛南町中小企業振興特別融資条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町中小企業振興特別融資条例の一部を改正する条例
愛南町中小企業振興特別融資条例(平成 19 年愛南町条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「60 箇月」を「60 月」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があると町長が認めたときは、この期間を超えて融資することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

物価高騰等で経営状況が苦しい事業者に対し、融資金の期限内での返済が困難な場合に、融資期間の延長を可能としたいため。

愛南町中小企業振興特別融資条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 略 (融資期間) 第5条 融資期間は、運転資金及び設備資金 共に<u>60箇月</u>以内とする。 _____ _____ _____</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (融資期間) 第5条 融資期間は、運転資金及び設備資金 共に<u>60月</u>以内とする。<u>ただし、特別の事 由があると町長が認めたときは、この期間 を超えて融資することができる。</u></p> <p>以下 略</p>